

労働災害防止計画と健康確保

労働災害防止計画とは

労働災害を減らすために、国、事業者、労働者が目指す目標や取り組む重点事項を定めた5か年計画です。第14次労働災害防止計画が、2023年4月にスタートしています。ここ数年、労働災害の死傷者数が増加しています（図1）。計画は死傷災害が2027年までに減少に転ずることを目指しています。計画はアウトプット指標を新設していることが目を引きます。国はアウトプット指標を用いて計画の進捗状況を把握し、アウトカム指標を用いて計画の実施事項の効果検証を行います。ここでは、8つの重点対策のひとつ、労働者の健康確保（メンタルヘルス、過重労働、産業保健活動）をピックアップします。

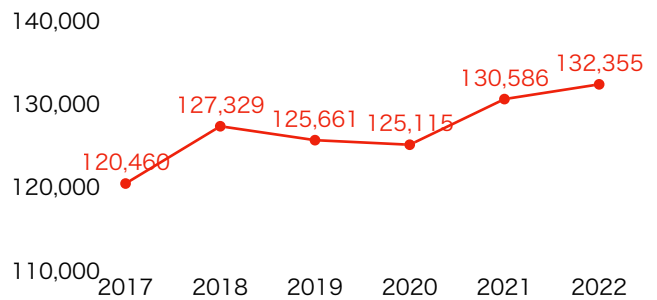


図1 休業4日以上死傷者数（新型コロナウイルス感染症によるものを除く）

メンタルヘルス

精神障害の労災認定件数が、2022年度に過去最高となっています。仕事で強い不安やストレスを感じる労働者の割合は約5割です。小さい規模の事業場ほどメンタルヘルス対策は低調です。低調な理由としてノウハウの不足や専門人材の不足が挙げられています（図2）。計画は、実施事項として、ストレスチェックの結果の集団分析を行い職場環境を改善すること、職場のハラスメント対策を挙げています。アウトプット指標には、メンタルヘルス対策に取り組む事業場80%以上、50人未満の小規模事業場のストレスチェック実施50%以上、アウトカム指標には、自分の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスがある労働者50%未満を掲げています。

過重労働

実施事項として、長時間労働者が医師の面接指導や産業保健スタッフによる相談支援を受けるようにすることを挙げています。アウトプット指標には、企業の年次有給休暇の取得率70%以上、勤務間インターバル制導入している企業15%以上、アウトカム指標には、週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者5%以下を掲げています。これらの指標は2025年までに達成することとしています。

産業保健活動

労働者の約3人に1人が何らかの病気を抱えながら働いています。定期健康診断の有所見率は50%を超えています。治療と仕事を両立できる取組みのある事業場は約4割です。実施事項として、必要な産業保健活動、両立支援のための職場環境の整備や両立支援コーディネーターの活用を挙げています。アウトプット指標には、必要な産業保健サービスを提供している事業場80%以上を掲げています。

労働者の健康確保対策の位置づけ

第14次労働災害防止計画における労働衛生に関する主な重点対策は、労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害、労働者の健康確保、化学物質等による健康障害です。最近の労働災害の内容の変化に応じた重点対策と思われる。国はメンタルヘルス対策や産業保健対策のメリットの可視化、ハラスメント防止対策の周知、両立支援コーディネーターの更なる活用のほか多くの取組みを示していて、アウトプット指標の達成に寄与することを期待したいと思います。

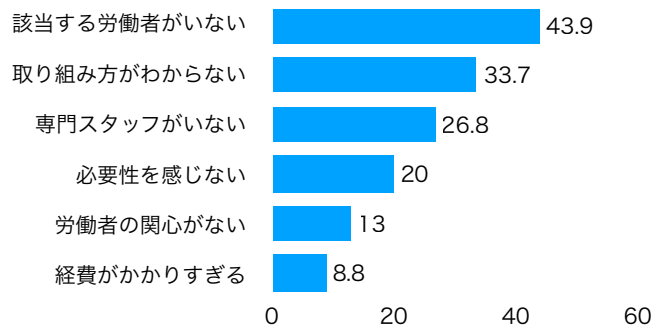


図2 メンタルヘルス対策に取り組んでいない理由（%）労働安全衛生調査（実態調査）2020

(2023/12/10)